

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人あかねの会（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条の規程に基づき役員及び評議員の報酬等並びに実費弁償費等について必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

(1)役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(2)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第三条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の報酬)

第四条 理事長が、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び通勤手当を支払うことができる。

2 役員が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第五条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第六条 役員及び評議員が、法人業務のため宿泊を伴う出張をする場合は、別表4により報酬を支給することができる。但し、理事長は対象外とする。

(適応除外)

第七条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第八条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (日額)

名称	報酬	実費弁償額
理事会出席報酬等	3,000円	0円
評議員会出席報酬等	3,000円	0円

別表2 (月額)

名称	報酬		実費交通費
	手当	業務報酬	
理事長報酬等	0円	450,000円	職員通勤手当相当
業務執行理事	0円	0円	0円

別表3 (日額)

名称	報酬	実費交通費
役員及び評議員業務報酬等	5,000円	0円
監事監査指導報酬等	13,000円	0円

別表4 (日額) 宿泊を伴う出張

名称	報酬	実費交通費
報酬及び旅費	12,000円	0円